

## 情報保全の在り方に関する有識者会議（第2回）議事次第

平成21年8月24日(月)

午前9時30分～11時

官邸3階南会議室

1. 開 会

2. 議 事

(1) 政府側からの説明

(2) 意見交換

3. 閉 会

(配布資料)

「情報保全の在り方に関する有識者会議（第2回）説明資料」

# 情報保全の在り方に関する有識者会議（第2回）

## 説明資料

平成21年8月24日

# 我が国の現行法制度・諸外国の制度の概観

# 我が国の現行法制における秘密

## 職務上知ることのできた秘密(国家公務員法等)

職員が職務の執行に関連して知り得た秘密のすべて

職員が担当している職務に直接関係する秘密(職務上の秘密)のほか、担当職務外の秘密であっても職務の遂行に関連して知り得たものが含まれる。

同条項にいう「秘密」であるためには、国家機関が単にある事項につき形式的に秘扱の指定をただけでは足りず、右「秘密」とは、非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいうと解すべき(昭和52年12月19日最高裁決定)

国家公務員法109条12号、100条1項にいう秘密とは、非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいう(「外務省秘密漏えい事件」昭和53年5月31日最高裁決定)

## 防衛秘密(自衛隊法)

- ・自衛隊についての自衛隊法別表第四に掲げる事項
- ・公になっていないもの
- ・我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの(特別防衛秘密に該当するものを除く。)
- ・防衛大臣が指定したもの

### 自衛隊法別表第四

- 一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- 二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- 三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力
- 四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- 五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物(船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。)の種類又は数量
- 六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- 七 防衛の用に供する暗号
- 八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- 九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- 十 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(第六号に掲げるものを除く。)

# 我が国の現行法制における秘密

## 特別防衛秘密(MDA法)

・次に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件

・公になっていないもの

日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について次に掲げる事項

- イ 構造又は性能
- ロ 製作、保管又は修理に関する技術
- ハ 使用の方法
- ニ 品目及び数量

日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等に関する イからハまでに掲げる事項に関するもの

MDA法:日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法

日米相互防衛援助協定等:日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定、日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定及び日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定

## 合衆国軍隊の機密(刑事特別法)

・合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件

・公になつていないもの

別表

- 一 防衛に関する事項
  - イ 防衛の方針若しくは計画の内容又はその実施の状況
  - ロ 部隊の隷属系統、部隊数、部隊の兵員数又は部隊の装備
  - ハ 部隊の任務、配備又は行動
  - ニ 部隊の使用する軍事施設の位置、構成、設備、性能又は強度
  - ホ 部隊の使用する艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の種類又は数量
- 二 編制又は装備に関する事項
  - イ 編制若しくは装備に関する計画の内容又はその実施の状況
  - ロ 編制又は装備の現況
  - ハ 艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の構造又は性能
- 三 運輸又は通信に関する事項
  - イ 軍事輸送の計画の内容又はその実施の状況
  - ロ 軍用通信の内容
  - ハ 軍用暗号

刑事特別法:日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法

# 我が国の現行法制における守秘義務等

	職務上知ることのできた秘密 (国家公務員法等)	防衛秘密(自衛隊法)	特別防衛秘密(MDA法)	合衆国軍隊の機密(刑事特別法)
漏えい	職務上知ることのできた秘密を漏らした者 【1年以下の懲役又は50万円(国家公務員法以外は3万円)以下の罰金】	防衛秘密を取り扱うことを業務とする者 【5年以下の懲役】	我が国の安全を害する目的 【10年以下の懲役】 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者 【10年以下の懲役】 ・ 以外の者 【5年以下の懲役】	通常不当な方法によらなければ探知・収集できないものの漏えい 【10年以下の懲役】
過失犯	-	防衛秘密を取り扱うことを業務とする者 【1年以下の禁固又は3万円以下の罰金】	特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者 【2年以下の禁固又は5万円以下の罰金】 以外で業務により特別防衛秘密を知得・領有した者 【1年以下の禁固又は3万円以下の罰金】	-
探知収集	-	-	我が国の安全を害すべき用途に供する目的又は不当な方法による探知・収集 【10年以下の懲役】	合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的又は不当な方法による探知・収集 【10年以下の懲役】
周辺の行為	漏えいの企て、命令、故意の容認、そそのかし、ほう助 【1年以下の懲役又は50万円(国家公務員法以外は3万円)以下の罰金】	防衛秘密を取り扱うことを業務とする者による漏えいの共謀・教唆・せん動 【3年以下の懲役】	・ の漏えいの陰謀・教唆・せん動 【5年以下の懲役】 の探知・収集の陰謀・教唆・せん動 【5年以下の懲役】 の漏えいの陰謀・教唆・せん動 【3年以下の懲役】	・ の陰謀・教唆・せん動 【5年以下の懲役】
根拠	国家公務員法第109条第12号・第111条、外務公務員法第3条・第27条、自衛隊法第118条第1項第1号・第2項、地方公務員法第60条第2号・第62条)	自衛隊法第122条	日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第3条～第5条	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第6条・第7条

**諸外国の法制において罰則の対象となっている秘密**  
 ~ 米国（国防・安全保障関係） ~

秘密の内容	主な行為	罰則
・国防に関する情報	・米国の不利益・外国の利益を意図・認識した外国政府等への伝達等 ・戦時における敵への伝達を意図・認識した敵に有用な情報の伝達等	死刑又は無期若しくは不定期の自由刑
	・米国の不利益・外国の利益を意図・認識した複写等 ・違法性を認識した入手等 ・無権限者への引渡し、権限ある公務員への不提出等 ・合法的所有者による重過失での不法な移動等	10年以下の自由刑又は罰金
・国防関連場所に関する情報	・接近等によるその情報の入手等	1年以下の自由刑又は罰金
・大統領が指定した軍事施設	・無許可での図面作成等	
・法又は大統領命令により指定された防衛・外交関係の秘密情報	・公務員等による無権限持出し	
・安全保障に影響を与えるものとして大統領等により指定された秘密情報	・公務員等による無権限での外国エージェント等への伝達 ・外国エージェント等による無権限公務員等からの入手等	10年以下の自由刑又は1万ドル以下の罰金
・防衛・外交上保護すべきものとして大統領命令又は制定法により指定された情報 ・核兵器の設計等・特別な核物質の利用に関するデータ	・米国の不利益・外国の利益を認識した無権限アクセスによる無権限者への伝達等	10年以下の自由刑又は罰金
・原子力委員会によって指定された秘密情報を含む文書等	・米国の不利益・外国の利益を意図した伝達等	不定期自由刑又は10万ドル以下の罰金
	・米国の不利益・外国の利益を認識した伝達等	10年以下の自由刑又は5万ドル以下の罰金

根拠：合衆国法典第18編第37章第793条 - 第797条、同編第47章第1030条、同編第93章第1924条、第42編第23章第2274条、第50編第23章第783条

**諸外国の法制において罰則の対象となっている秘密**  
 ~ 米国（外交関係・その他） ~

秘密の内容	主な行為	罰則	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・米国又は外国政府のコード、暗号又は暗号解読装置の仕様等</li> <li>・外国政府の通信活動の通信諜報により入手した秘密</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の安全・利益の損失・国を害する外国の利益を目的とした伝達等</li> </ul>	10年以下の自由刑又は罰金	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・外交コード又はそのために用意された事項</li> <li>・外国政府と米国の外交部局との通信過程において得られた事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その地位に基づき入手した政府の被用者による公表等</li> </ul>		
秘密エージェントを特定する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該情報が秘密エージェントの特定を可能にすること及び特別の秘密基準があることを認識した当該情報へのアクセス権者による開示</li> </ul>		5年以下の自由刑又は罰金
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該情報が秘密エージェントの特定を可能にすること及び特別の秘密基準があることを認識し、秘密情報へのアクセス権により当該エージェントの正体を知った者による開示</li> </ul>	3年以下の自由刑又は罰金	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該情報が秘密エージェントの特定を可能にすること及び特別の秘密基準があることを認識し、当該エージェントを暴露するための活動において、それが米国の対外情報活動を妨害すると認識し、かつ、当該エージェントの正体を知った者による開示</li> </ul>		

根拠：合衆国法典第18編第37章第798条、同編第45章第952条、  
 第50編第15章第421条



## 諸外国の法制において罰則の対象となっている秘密 ～ 英国 ～

秘密の内容	主な行為	罰則
・防衛施設、軍事物資等の保管場所等	・治安・権益を脅かす目的による接近、敵に有用な見取図等の作成・取得・伝達	3年以上14年以下の自由刑
	・上記行為の結果保有した者による無権限開示	2年以下の自由刑又は罰金
・防諜・インテリジェンスに関する情報	・防諜・インテリジェンスの機関の構成員・罰則の対象となる旨の通知を受けた者による無権限開示	2年以下の自由刑又は罰金
	・無権限開示防止の注意義務違反	3月以下の自由刑又は罰金
・防衛に関する情報	・公務員・政府の契約相手による有害な無権限開示	2年以下の自由刑又は罰金
・国際関係に関する情報 ・外国・国際機関から入手した秘密の情報		
・犯罪関係情報	・無権限開示防止の注意義務違反	3月以下の自由刑又は罰金
・通信傍受による情報、情報機関が法律に基づく権限により得た情報等		

根拠: 1911年公務秘密法第1条、1989年公務秘密法第1条 - 第6条、第8条

## 諸外国の法制において罰則の対象となっている秘密 ～ ドイツ ～

秘密の内容	主な行為	罰則
・「国家秘密」 国の対外的安全に重大な不利益となる危険を回避するため限られた者しか取り扱うことができず、外国に対して秘匿すべき事実、物又は知識(自由民主主義の基本秩序に反する事実及び国家間の軍備削減約束に反する事実を除く)	・外国への教示又は国の不利益・外国への支援となる無権限者への提供・公表による国の対外的安全に重大な不利益となる危険の招来	1年以上(特に重大なケースでは終身又は5年以上)の自由刑
	・上記教示等目的の入手	1年以上10年以下の自由刑
	・外国のための入手・伝達目的の活動又はその用意があることの外国への告知	5年以下(特に重大なケースでは1年以上10年以下)の自由刑
	・行政機関により保護された「国家秘密」の無権限者への提供・公表による国の対外的安全に重大な不利益となる危険の招来	6月以上5年以下(特に重大なケースでは1年以上10年以下)の自由刑
	・上記提供等目的の入手	6月以上5年以下の自由刑
	・行政機関により保護された「国家秘密」の無権限者への提供・公表による国の対外的安全に重大な不利益となる危険の不注意な招来	5年以下の自由刑又は罰金
	・行政機関により保護された「国家秘密」・正当な権限により入手可能な「国家秘密」の無権限者への軽率な提供による国の対外的安全に重大な不利益となる危険の不注意な招来	3年以下の自由刑又は罰金
	・「国家秘密」に該当しないとの誤解等による上記各行為	上記各罰則
・自由民主主義の基本秩序に反する事実及び国家間の軍備削減約束に反するため「国家秘密」に該当しない事項	・外国への教示による国の対外的安全に重大な不利益となる危険の招来	1年以上(特に重大なケースでは終身又は5年以上)の自由刑
	・上記教示目的の入手	1年以上10年以下の自由刑
・事実、物又は知識	・外国情報機関への伝達目的による国に対する情報活動又はその用意があることの外国情報機関への告知	5年以下(特に重大なケースでは1年以上10年以下)の自由刑

## 諸外国の法制において罰則の対象となっている秘密 ～ フランス ～

秘密の内容	主な行為	罰則
・その利用・漏えいが国民の基本的利益(国の独立・安全、領土の完全性、共和政体、国防・外交能力、国内外の国民保護、自然環境、国の科学力と経済力の重要な諸要素との調和及び文化的遺産)を害する情報	・外国の勢力、企業、組織等への引渡し	15年の自由刑及び22万5千ユーロの罰金
	・上記引渡し目的の活動・収集	10年の自由刑及び15万ユーロの罰金
	・外国の勢力、企業、組織等のための取得目的の活動	
・国防に関する秘密として保護された情報	・外国の勢力、企業、組織等によるアクセスを可能にすること	15年の自由刑及び22万5千ユーロの罰金
	・職務上保管する者以外の者による無権限者への教示・その企図	5年の自由刑及び7万5千ユーロの罰金
	・職務上保管する者による無権限者への教示目的の破壊・横領・詐取・複製又はこれらの教唆・企図	7年の自由刑及び10万ユーロの罰金
	・職務上保管する者による不用意・不注意な破壊・横領・詐取・複製又はこれらの教唆	3年の自由刑及び4万5千ユーロの罰金
・欧州内の外国・国際機関との間の安全保障協定等により秘密扱いとされる情報	・職務上保管する者以外の者による占有・破壊・詐取・複製又はこれらの企図	5年の自由刑及び7万5千ユーロの罰金
	・上記各行為	上記各罰則

根拠: 刑法第410条 - 第414条

# 米国における秘密指定制度

(大統領命令第12958号(第13292号による改正後))

対象となる情報	<p>&lt; 主体 &gt; 米国政府により所有・作成され、米国政府のために作成され、又は米国政府の支配下にある情報</p> <p>&lt; 種類 &gt; 軍事計画等、外国政府の情報、インテリジェンス活動等の情報、外交情報、国家安全保障に関する科学技術等の情報、核防護に関する政府の計画、国家安全保障に関するシステム等の能力、大量破壊兵器</p>
秘密区分	<p>「機密」(Top Secret): 不当な開示により国家安全保障に対する著しく深刻な損害を招くと合理的に予想されるもの</p> <p>「極秘」(Secret): 不当な開示により国家安全保障に対する深刻な損害を招くと合理的に予想されるもの</p> <p>「秘」(Confidential): 不当な開示により国家安全保障に対する損害を招くと合理的に予想されるもの</p>
指定権者	大統領及び副大統領 大統領が指名した行政機関の長又は職員 指定権限を委任された政府の職員
秘密期限	指定権者は、指定解除の日又は条件の設定に努める(指定日から25年以内、設定がないときは10年とされる)
標記	秘密区分、指定権者、指定機関、秘密期限、秘密の種類、を標記
秘密指定解除	<p>指定基準に該当しなくなったときの速やかな指定解除</p> <p>指定から25年が経過した秘密の自動指定解除</p> <p>自動指定解除の例外</p> <p>- 開示により安全保障への影響が生じる場合等9類型</p>
アクセス制限	<p>アクセスが許可される者の要件</p> <p>- アクセスの適格性を有するとの判定(セキュリティクリアランスの付与)</p> <p>非開示同意書への署名</p> <p>当該情報を知る必要性(Need-to-know)</p> <p>各行政機関による情報システムに関する手続、アクセス、処理、保有、複製、移転及び廃棄に関する手続等の確立</p> <p>特に保護すべき情報についての特別アクセスプログラムの確立</p>
制度の実施	<p>国立公文書館に置かれる情報保全監督局による本命令の施行指令の制定、各行政機関の施行監視等</p> <p>秘密指定に関する省庁間裁定委員会による秘密指定への情報保有者の異議申立ての裁定、自動指定解除免除の承認等</p> <p>各行政機関の長による管理者の指名、教育訓練、内部検査等</p>

第2回 情報保全の在り方に関する有識者会議

# 「防衛秘密」制度の運用状況

防 衛 省

# 防衛省における秘密制度

**いわゆる省秘等**(自衛隊法第59条、国家公務員法第100条等)(自衛隊法:昭和29年7月1日施行)

職務上知り得た秘密

(罰則) 1年以下の懲役又は3万円以下の罰金

未遂犯・過失犯は処罰せず(国外犯は処罰せず)

(対象) 自衛隊員、国家公務員

**防衛秘密**(自衛隊法第96条の2)(平成14年11月1日施行)

自衛隊についての一定の事項であって、公になっていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿を要するもの(自衛隊の運用や防衛力整備等)

(罰則) 5年以下の懲役等

未遂犯・過失犯も処罰(国外犯も処罰)

(対象) 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者

- ・防衛省職員
- ・国の行政機関のうち防衛に関連する職務に従事する者
- ・防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者

**特別防衛秘密**(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法)(昭和29年7月1日施行)

米国から供与された装備品等の性能等に関する事項等で、公になっていないもの

(罰則) 10年以下の懲役等

探知・収集罪も規定、未遂犯・過失犯も処罰(国外犯は処罰せず)

(対象) 一般国民も対象

# 「防衛秘密」制度のポイント

1 「防衛秘密」とは、次の4つの要件をすべて満たすもの。

自衛隊についての10項目(自衛隊法別表第四)のいずれかの事項に該当すること。

自衛隊法別表第四に規定する主な事項

- ・ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り、計画、研究
- ・ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ・ 防衛の用に供する物(武器、弾薬、航空機等)の性能、使用方法等

公になっていないこと。

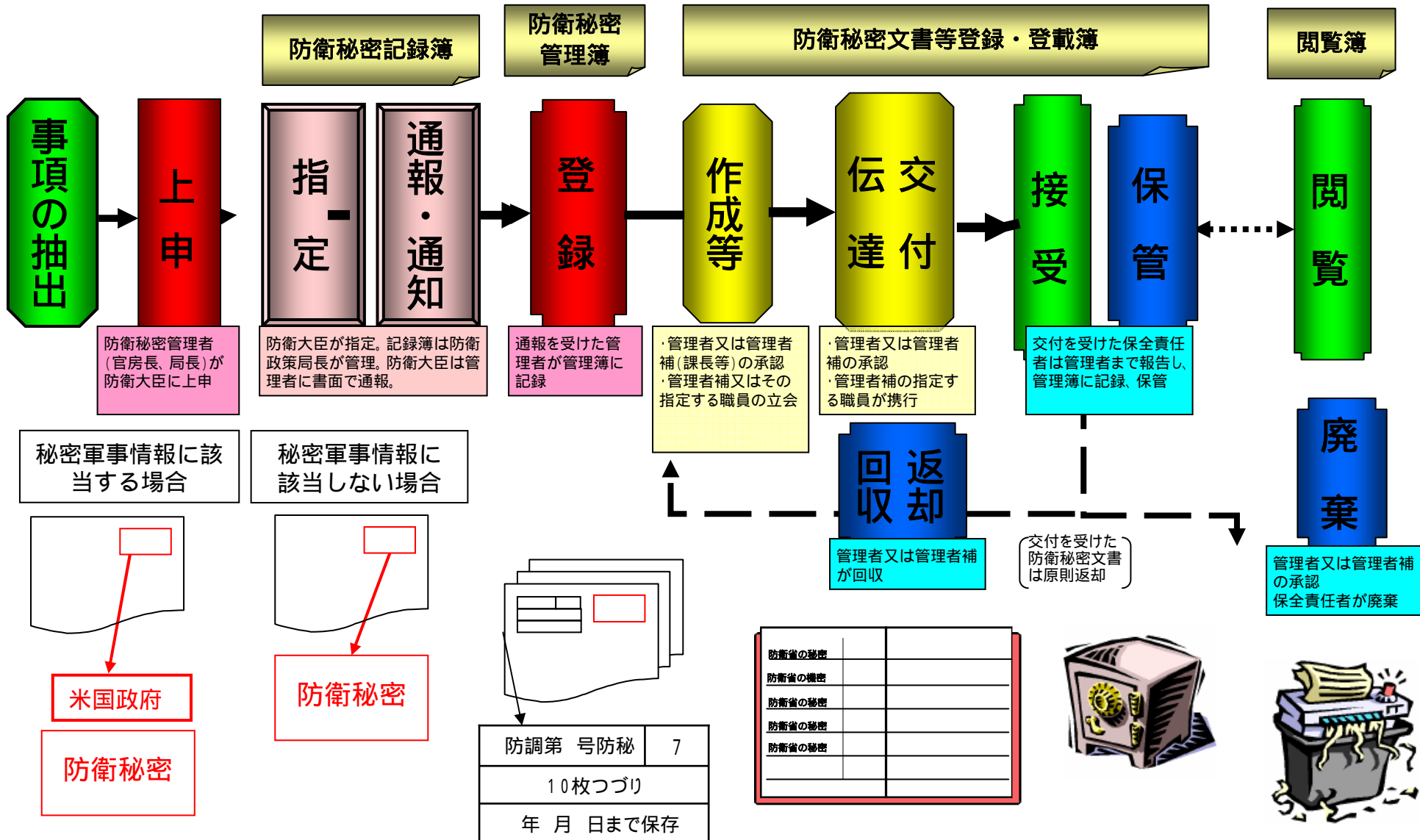
我が国の防衛上特に秘匿することが必要であること。

防衛大臣が指定したこと。

2 「防衛秘密」を取り扱うことを業務とする者が「防衛秘密」を漏えいした場合には、5年以下の懲役。また、未遂犯、過失犯等も罰せられる。

3 「防衛秘密」の取扱いの業務に従事する者であれば、防衛省の職員のみならず、他省庁の職員や防衛省と契約した契約業者も含む。

# 「防衛秘密」の指定等に係る手続





## 守秘義務【自衛隊法第59条】

(秘密を守る義務)

第五十九条 隊員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を離れた後も、同様とする。

- 2 隊員が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、防衛大臣の許可を受けなければならない。その職を離れた後も、同様とする。
- 3 前項の許可は、法令に別段の定がある場合を除き、拒むことができない。

## 守秘義務に係る罰則規定【自衛隊法第118条】

第一百十八条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

- 一 第五十九条第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二～四 (略)

2 前項第一号に掲げる行為を企て、教唆し、又はそのほう助をした者は、同項の刑に処する。

## 守秘義務【国家公務員法第100条】

(秘密を守る義務)

第百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表するには、所轄の庁(退職者については、その退職した官職又はこれに相当する官職の所轄庁の長)の許可を要する。

前項の許可は、法律又は政令の定める条件及び手続に係る場合を除いては、これを拒むことができない。

(略)

## 守秘義務に係る罰則規定【国家公務員法第109条】

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～十一 (略)

十二 第百条第一項若しくは第二項又は第百六条の十二第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

十三～十八 (略)

## 防衛秘密【自衛隊法第96条の2】

(防衛秘密)

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第百六十六号)第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。)を防衛秘密として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

## 防衛秘密に係る罰則規定【自衛隊法第122条】

第二百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2 前項の未遂罪は、罰する。

3 過失により、第一項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

4 第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

5 第二項の罪を犯した者又は前項の罪を犯した者のうち第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

6 第一項から第四項までの罪は、刑法第三条の例に従う。

1 「防衛秘密」の取扱う頻度や程度は問わない。

2 人事異動や退職した後においても、「防衛秘密」を漏れいすれば罰せられる。

## 防衛秘密事項【自衛隊法別表第四】

- 1 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- 2 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- 3 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力
- 4 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- 5 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物(船舶を含む。第8号及び第9号において同じ。)の種類又は数量
- 6 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- 7 防衛の用に供する暗号
- 8 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- 9 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- 10 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(第6号に掲げるものを除く。)

# 特別防衛秘密

## 【日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第1条】

(定義)

第一条 この法律において「日米相互防衛援助協定等」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定、日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定及び日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定をいう。

2 この法律において「装備品等」とは、船舶、航空機、武器、弾薬その他の装備品及び資材をいう。

3 この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないものをいう。

一 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項

イ 構造又は性能

ロ 製作、保管又は修理に関する技術

ハ 使用方法

ニ 品目及び数量

二 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等に関する前号イから八までに掲げる事項に関するもの

# 特別防衛秘密に係る罰則規定

## 【日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第3条～第5条】

(罰則)

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

- 一 わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者
- 二 わが国の安全を害する目的をもつて、特別防衛秘密を他人に漏らした者
- 三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの

2 前項第二号又は第三号に該当する者を除き、特別防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第四条 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らしたものは、二年以下の禁こ又は五万円以下の罰金に処する。

2 前項に掲げる者を除き、業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らした者は、一年以下の禁こ又は三万円以下の罰金に処する。

第五条 第三条第一項の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。

2 第三条第二項の罪の陰謀をした者は、三年以下の懲役に処する。

3 第三条第一項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第一項と同様とし、同条第二項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、前項と同様とする。

4 前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法(明治四十年法律第四十五号)総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。